

## 国家知的財産局は 2020 年のデータを発表

1月22日、国家知的財産局は北京で2021年第1四半期の定例記者会見を開催し、専利<sup>1</sup>、商標、地理的表示、集積回路配置設計の2020年度の統計データ及びこれらのデータが示す知的財産権事業の新しい発展傾向と特徴を集中的に発表した。データによると、2020年、中国の知的財産権の主要指標は予期通りであり、知的財産権事業は新たな発展段階に入った。



### 一、専利の面

2020年、中国の発明専利授権件数は53.0万件であった。2020年末まで、国内（香港、マカオ、台湾を除く）の発明専利有効件数は合計221.3万件であった。1万人あたりの発明専利保有数は15.8件に達し、国家「十三五」計画で予期された12件の目標を超過達成した。

2020年、中国のPCT国際専利出願の受理件数は7.2万件であり、そのうち、国内出願者の出願件数は6.7万件であった。

2020年、中国の実用新案専利授権件数は237.7万件であり、意匠専利授権件数は73.2万件であった。専利不服審査の結審件数は4.8万件であり、同期比28.9%増であった。無効審判の結審件数は0.7万件であり、同期比34.1%増であった。

## 二、商標の面

2020年、中国の商標登録件数は576.1万件であり、そのうち、中国出願人から提出されたマドリッド商標国際登録出願の件数は7553件であった。

2020年、14.9万件的商標異議案件の審査が完成され、同期比64.7%増であった。35.8万件的各種の商標評価審査案件の審査が完成され、同期比7.8%増であった。

## 三、地理的表示の面

2020年、受理された地理的表示商品保護の出願は10個あり、保護が許可された地理的表示商品は6個あり、地理的表示の専用シンボルの使用が許可された企業数は1052社であり、登録が許可された地理的表示商標は765件あった。2020年末まで、地理的表示商品の累計許可数は2391個であり、専用シンボルの使用が許可された企業数は9479社であり、地理的表示商標の累計登録件数は6085件であった。

## 四、集積回路配置設計の面

2020年、受理された集積回路配置設計登録出願件数は14375件であり、同期比72.8%増であった。発行された集積回路配置設計証書は11727件あり、同期比77.3%増であった。

## 五、知的財産権の保護と運用の面

2020年、全国知的財産権システムによって処理された専利権侵害紛争の行政決裁案件数は4.2万件を超えている。知的財産権保護に対する社会満足度は初めて80点を超え、80.05点に達した。

2020年、専利、商標の質権融資項目数は12039件に達し、同期比43.8%増であった。質権融資総額は2180億元に達し、同期比43.9%増であった。

紹介により、2020年の統計データで四つの特徴が示されている。

### 一、知的財産権審査の品質と効率がさらに向上している。

2020年、中国の知的財産権審査の品質と効率の向上は着実に推進され、高価値専利の審査周期は14ヶ月に短縮され、発明専利の平均審査周期は20ヶ月に短縮され、商標登録出願の平均審査周期は4ヶ月に短縮された。

## 二、国内の発明専利の構造は絶えず最適化され、品質はさらに向上している。

2020 年末まで、中国国内の有効な発明専利のうち、維持年限が 10 年を超える件数は 28.1 万件であり、比率は 12.3% であり、前年より 1.0 ポイント増加した。企業の革新主体の地位はさらに強化され、有効な発明専利を保有している国内企業は 24.6 万社あり、前年より 3.3 万社増加した。このうち、ハイテク企業は 10.5 万社あり、保有する有効な発明専利数は 92.2 万件で、国内企業の有効発明専利保有量の 6 割近く占めていた。

## 三、企業の海外へ知的財産権事業を展開する能力がさらに強化されている

2020 年、国内出願人からの PCT 国際専利出願の受理件数は同期比 17.9% 増であった。国内出願人からのマドリッド商標国際登録出願の件数は同期比 16.1% 増であった。関連の統計データによると、2020 年 1 月から 11 月まで、中国の知的財産権使用料の輸出額は 74.7 億ドルであり、同期比 24.2% 増であった。中国企業の海外へ知的財産権事業を展開する能力がさらに強化されていることが表明された。

## 四、「一帯一路」(the Belt and Road) の沿線国が中国で発展する自信はさらに固められた。

2020 年、「一帯一路」(the Belt and Road) の沿線国は中国での専利分布のためにさらに力を入れている。そのうち、中国での発明専利の出願件数は 2.3 万件であり、同期比 3.9% 増であり、海外から中国への発明専利の出願件数の増加スピードよりはよい。そのうち、シンガポールは同期比 21.0% 増であり、韓国は同期比 4.4% 増であった。

# 中国国家知識産権局は 2020 年 1 月～11 月の 主要統計データを発表

前書：2020 年 1 月～11 月、中国の発明専利出願件数は 140.3 万件であり、発明専利授権件数は 47.0 万件であった。中国の商標出願件数は 840.9 万件であり、商標登録件数は 517.3 万件であった。国家知識産権局が受理した地理的表示商品の登録申請は 4 件あり、許可された地理的表示商品の登録件数は 2 件であった。地理的表示商品の専用シンボルの使用が許可された企業は 836 社あり、許可された地理的表示の登録件数は 697 件であった。

## 一、專利

2020年1月～11月、中国の発明專利出願件数は140.3万件であり、発明專利授權件数は47.0万件であった。2020年11月末まで、有効発明專利的件数は301.0万件であり、そのうち、中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の有効な発明專利件数は216.8万件であり、1万人あたりの発明專利保有件数は15.5件に達していた。

2020年1月～11月、中国の実用新案出願件数は272.6万件であり、実用新案授權件数は215.2万件であった。2020年11月末まで、有効な実用新案件数は678.8万件に達していた。

2020年1月～11月、中国の意匠出願件数は70.0万件であり、意匠授權件数は67.2万件であった。2020年11月末まで、有効な意匠件数は215.6万件に達していた。

2020年1月～11月、国家知識產權局が受理したPCT国際出願件数は6.2万件であり、そのうち、国内出願人による出願の件数は5.7万件であった。

2020年1月～11月、国家知識產權局が受理した不服審判の出願件数は4.96万件であり、結審件数は4.49万件であった。無効審判出願の受理件数は0.55万件であり、結審件数は0.68万件であった。

## 二、商標

2020年1月～11月、中国の商標出願件数は840.9万件であり、商標登録件数は517.3万件であった。2020年11月末まで、有効な商標登録件数は2965.2万件に達していた。

2020年1月～11月、中国の商標異議申立件数は12.0万件であり、13.2万件的審査が完了した。

2020年1月～11月、国家知識產權局が受理した国内出願人によるマドリッド商標国際登録出願は6,933件であった。

2020年1月～11月、国家知識產權局が受理した各種類の商標審判案件数は32.7万件であり、結審件数は32.5万件であった。

## 3. 地理的表示と集積回路配置設計

2020年1月～11月、国家知識產權局が受理した地理的表示商品の登録出願件数は4件であり、許可された地理的表示商品の登録件数は2件であった。地理的表示商品の専用シンボルの使用が許可された企業

数は 836 社であり、許可された地理的表示の登録件数は 697 件であった。2020 年 11 月まで、許可された地理的表示商品の登録件数は累計で 2,387 件であり、地理的表示商品の専用シンボルの使用が許可された企業数は累計で 9,333 社で、地理的表示商品の登録件数は累計で 6,015 件であった。

2020 年 1 月～11 月、中国の集積回路配置設計の出願件数は 12,199 件であり、登記証書発行された件数は 9,798 件であった。

## 国家知識産權局：專利出願に対する補助金の全面停止！

### 2025 年までに專利授權への各種財政補助の全部取消

前書：知的財産権の導入大国から創造大国への転換、数量追求から品質向上への転換を着実に推進するため、2021 年 1 月 27 日、中国国家知識産權局は『專利出願行為を一層規範化、嚴格化する通知』（以下『通知』という）を発行した。通知により、助成や奨励などの政策をさらに調整して改善し、專利出願に対する補助金を全面停止し、後続の転化運用、行政保護、公共サービスに対するサポートに重点をおいていく。專利出願秩序の規範化、創造を目的としない非正常な出願行為に対する嚴格処置で知的財産権の発展を促進する。『通知』の発行は、創造への激励と保護、知的財産権の質の高い発展を促進するのに重要な役割を果たす。

# 国家知识产权局 工作通知

国家知识产权局关于进一步严格规范专利申请行为的通知

国知发保字〔2021〕1号

『通知』において、専利出願件数と品質は地域経済の発展レベル、産業発展のニーズと科学技術革新能力に対応する。関連部門と企業が各指標を科学的に設定し、品質に重点をおき、質の高い発展指標の指導的役割を確実に果たすべきである。助成や奨励などの政策をさらに調整して改善し、専利出願に対する補助金を全面停止しなければならない。創造を目的としない非正常な出願行為に対する厳格処置の徹底で、知的財産権事業の質の高い発展を促進することが要求された。

『通知』において、『専利出願行為の規範化に関する若干の規定』（国家知識産権局第75号局令）第3条に規定された6種の行為、単位或は個人は関連専利を故意に分散して出願する行為、単位或は個人は研究開発能力に明らかに合わない専利出願を提出する行為、単位或は個人が専利出願を異常転売する行為などの11種類の行為は、全て創造を目的としない非正常な出願行為に該当することが記されている。

『通知』において、創造を目的としない非正常な出願行為に対して、関連法律法規と政策規定に基づいて厳格に打撃し、処置しなければならない。関連出願人に対しては専利費用の免除を行わず、「国家知的財産権模範及び優位企業」の申請、「知的財産権保護センターの登録企業」の資格及び中国専利賞の申請、参加又は受賞の資格を取り消し、関連出願人及び関連代理機構に対しては助成または奨励を行わないことが記されている。

『通知』において、各級の知的財産権部門は、整備の協力を強化し、科学的に評価指標を設定し、専利助成政策を調整し、品質を中心とし、専利出願分野の信用監督を強化し、専利取引の規範化と監督を強化し、部門間の情報交換を強化しなければならないと記されている。

『通知』において、2021年6月末までに、専利出願段階の補助金を全面的に廃止し、補助を受ける者が得た各種の補助金の総額は、専利権を得るのに納付した庁費用の50%を超えてはならず、専利年金及び弁理士手数料を補助してはならず、「十四五」期間中に、各地方政府は徐々に専利出願への各種財政補助を減少し、2025年までに全部取消しなけれなければならないと記されている。

『通知』の配布で、専利出願の秩序がさらに規範化され、専利出願の品質が向上し、創造を目的としない非正常な出願行為が取り除かれ、知的財産権事業の質の高い発展が推進されるに違いない。